

令和5年4回

君津市農業委員会議事録

令和5年4月4日（火）

令和5年4回君津市農業委員会議事録

日 時 令和5年4月4日（火）午後2時00分から午後2時38分

場 所 君津市役所2階 入札室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

- 議 事
- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 議事録署名委員の指名
- 日程第 3 議案第 1号から議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 4号から議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 8号から議案第12号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
- 日程第 6 議案第13号 令和5年度第1次農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議案第14号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和5年度最適化活動の目標の設定等について
- 日程第 8 報告第 1号から報告第 6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第 7号から報告第 8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第 9号から報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（12名）

2番	鮎川	正幸	3番	水野	徳子
4番	小笠原	武男	5番	笹本	幸恵
7番	神子	純一	8番	石橋	定雄
9番	真坂	徹	10番	田丸	三郎

1 1 番 鳥 海 純 次

1 2 番 江 澤 康 雄

1 3 番 鈴 木 清

1 4 番 粕 谷 定 嗣

欠席委員（1名）

6 番 宇 野 真 弘

出席した職員

事務局長	永 田	聡
主幹	宇 佐 美	宏
事務局次長	永 鳶 一	環
会計年度任用職員	白 石 勇	一
経済環境部農政課企画調整係長	奥 倉 康	裕

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。御苦勞さまでございます。

ただいま局長のほうから報告がありましたけれども、4月、新年度ということで、宇佐美さん、転入されましたということでございますが、コロナ関連の対策ということで、事務局としては、人数が減っておりました。宇佐美さんが転入されて、予定の、最初の人数に達しました。そうした中で、この事務局もさらに充実されて、皆さんと連携を取りまして、今後の活動、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

◎諸般の報告

会 長 それでは、早速総会に入りたいと思います。

その前に、3月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

3月30日に君津市農業協同組合第31回通常総代会が、君津市民文化ホールで開催されて、私が出席をいたしました。

以上でございます。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は12名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和5年第4回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私か

ら指名をいたします。

3番、水野徳子委員、4番、小笠原武男委員の2名にお願いします。

◎議案第1号ないし議案第3号

議長 日程第3、議案第1号ないし第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について御説明をいたします。

議案第1号、泉地先の畑1筆、面積1,262平方メートルを贈与により所有権移転するものでございます。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により離農したため、譲受人は農業経営の規模を拡大したいため。

許可基準といたしまして、譲受人は現在、1万4,030平方メートル余りの農地を経営しておりまして、農機具はトラクター、耕運機、油圧ショベル、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第2号、議案第3号になりますけれども、譲受人が同一のため、一括して御説明をいたします。

議案第2号は、鎌滝地先の田7筆、畑3筆、合わせまして面積4,655平方メートルです。

議案第3号は、同じく鎌滝地先の田1筆、65平方メートルで、合計面積4,720平方メートルを、売買により所有権移転するものでございます。

申請理由といたしまして、譲渡人は農地の管理が難しいため、譲受人は農業経営の規模を拡大したいためでございます。

許可基準といたしまして、譲受人は現在、自作地、借入地を合わせて6,262平方メートルの農地を経営しておりまして、農機具はトラクター、田植機、ショベル、軽トラック、フォークリフトを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思いま

以上で、3条の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号について、3番、水野委員からお願いいたします。

水野委員 3番、水野です。

議案第1号について説明いたします。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

譲渡人、譲受人から同一人物の委任状が出ていましたので、代理人と3月24日、現地で聞取りをいたしました。

申請場所は、別冊1ページを御覧ください。六手公民館と書いてある場所を右に行って、十字路を右折して600メートルくらい進み、左折して100メートルくらい行って左折し、50メートルを左折、山に向かって真っすぐ行き止まりまで行くと、徒歩で7メートルほど行った場所になります。

譲渡人は、梅の木、柿の木などの果樹を植えて管理していましたが、御高齢で管理できなくなったため譲り渡すということにしたようです。

特に問題はないと思われまます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、議案第2号ないし第3号について、5番の笹本委員からお願いいたします。
笹本委員 5番、笹本です。

宇野委員の調査報告を代読させていただきます。

第2号議案、第3号議案は、譲受人、同一案件で場所も近いため、一緒に説明させていただきます。

詳細は事務局説明のとおりです。

3月28日午後、代理人の方と現地で会いました。

場所は別冊2ページを御覧ください。中央のYの字、消防署マークは鎌滝の消防署になります。地図の真ん中、太い曲がった線は小糸川です。現地は千葉園芸の入り口付近で、鎌沢橋に隣接する場所になります。現況、竹林と山林のような状態でした。竹林は地元の竹屋さんで竹を販売し、山林のほうは松を植え、地元の園芸会社に門松用として販売することになっているそうです。周辺農地も竹林、山林のような状態でした。周りへの影響もないと思われまます。

特に問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第4号ないし議案第7号

議長 日程第4、議案第4号ないし第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第4号につきましては、12番、江澤康雄委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで、退室をお願いします。

(12番 江澤康雄委員 退室)

議長 では、議案第4号について、事務局の説明をお願いします。

永瀧次長 議案第4号について御説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください

寺沢錯綜地地先の田1筆、面積2,195平米を、所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲渡人は高齢や後継者の不在により、現在、不耕作地で有害獣のよりどころとなっており、耕作利用者を長年探しておりましたが、条件が合わず、現在の状態が続いておりました。譲受人は荒廃しつつある農地を有効活用として、太陽光発電施設を利用要望があり、現在、作地である申請地に、太陽光パネルを560枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水は使用せず、排水は雨水のみで自然浸透とします。設置時は周囲に配慮して、粉じん、防音、ビニール等の飛散防止に努めます。工事中、土砂等を流出しないよう努めます。周囲は耕作していませんが、太陽光発電施設は高くない構築物にし、周辺に通風、日照等疎外しないよう考慮いたします。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第4号について、11番、鳥海委員からお願いします。

鳥海委員 11番、鳥海です。

議案第4号の現地確認について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局の説明のとおりでございます。

場所は別冊3ページを御覧ください。

中央の国道410号を、上から松丘方面に向かい、向郷付近の農道を右折して400メートルぐらい入ったところですよ。

3月27日に、代理人の方と現地でお会いしてお話を伺いました。譲渡人は農業経験も全くなく後継者もないため、今までに耕作することもなく、またできないため、雑草が生い茂り荒地になっておりました。害獣の侵入もあり、周辺の農地もほとんどが耕作されておらず、遊休農地でありましたので、何ら問題ないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

12番、江澤康雄委員の入室を認めます。

(12番 江澤康雄委員 入室)

議長 引き続きまして、議案第5号ないし第7号について、事務局の説明をお願いします。

永寫次長 議案第5号について御説明いたします。

平山地先の畑1筆、面積1,694平米を所有権移転により太陽光施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲渡人は高齢のため農業を継続することができず、自己保全管理することも難しく、農地を縮小せざるを得ない状況です。譲受人は太陽光発電を設置したいと計画しており、太陽光パネル186枚を設置いたします。

敷地は設置のみで造成は行いません。

用水は使用せず、排水は雨水のみで自然浸透とします。

発電パネル設置工事については、住宅も近く道路も生活道なので、騒音等に配慮し、一般車両の道路通行を妨げないようにし、安全にも十分気をつけます。発電施設周囲にフェンスを設置します。パネルの配置や角度を考慮し、配線についても絶縁パイプに入れて埋設するため、感電等危険もありません。

議案第6号について御説明いたします。

大戸見地先の田1筆、面積1,348平米を、所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲渡人は居住地が他県で、土地の管理が困難に感じていましたが、譲受人により、太陽光での土地の有効利用を提案されました。譲受人は、再生エネルギー事業を主軸とした脱炭素社会の実現を目指しており、環境価値を求める需要に応えるべく、太陽光発電に取り組んでいます。申請地に太陽光パネル540枚を設置する計画です。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水は使用せず、排水は雨水のみで自然浸透とします。

施工期間は管理者を配置し、安全な工事を行います。外部からの侵入を防ぐため、フェンスを設置いたします。施工後はグループ会社にて保守管理を行います。パネル施工後の高さが1.6メートルほどの高さのため、日照や通風の影響はないと考え、周辺環境に影響を及ぼさないよう努めます。

議案第7号について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

藤林地先の畑3筆、面積1,427平方メートルを、所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲渡人は君津市外に居住しているため、長年耕作することができず、雑草対策管理に大変困っておりました。譲受人は、太陽光発電施設の販売、加工、自社発電施設による売電電力小売事業等を行っており、国内において、太陽光発電再生可能エネルギーによる電力需要の拡大に取り組んでいます。申請地には、太陽光パネル216枚を設置する計画です。

設置に当たり切土、盛土はせず、敷地内の整地のみを行います。

用水は使用せず、雨水については自然浸透処理します。

設備施工時は周辺農地の作付等十分注意し、粉じん、防音、ごみ等の飛散防止に努めます。

事故の発生を防ぐため、施設外周にフェンスを設置し、門扉には施錠をし、容易に侵入できないようにいたします。通風、日照等の影響がないよう、太陽光パネルを配置いたします。

以上です。

議長 次に、現地調査を行った結果について、議案第5号ないし第6号について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木です。

議案第5号について御説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別紙4ページを御覧ください。

29日に現地で代理人と立会いをしました。中央に410号と久留里線がちょうどありまして、平山駅より上のほうに300メートルくらい行ったところから、右へまた100メートルぐらいい戻ったところが市営住宅がありまして、その隣が現地であります。

譲渡人は高齢になりまして、耕作ができないということでありまして、譲受人は太陽光発電をしたいということでもあります。

特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議案第6号について説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所については、別紙5ページを御覧ください。

31日に代理人と現地でお会いしまして話を聞きました。中央に410号と千葉鴨川線の465号線が混ざったところがありまして、千葉鴨川線の465号の名殿信号のところから上のほうに200メートルくらい行って、そこをまた左に川の上を300メートルぐらいい行ったところが申請地であります。

譲渡人は、相続により現地を取得しましたが、遠方に住んでいて耕作ができないため、譲

受人は太陽光発電をしたいということです。

特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 続きまして、議案第7号について、14番、粕谷委員からお願いします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号第7号について説明をいたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

別冊地図、6ページをお開きください。

図面中央、上から下に国道465号線、そして、その国道と交差する形でJR久留里線が走っています。申請地は、このJR久留里線の終着駅上総亀山駅から300メートルほど入ったところに位置しています。

3月29日、代理人と現地において申請内容について確認いたしました。現地は休耕地としてきれいに管理されておりました。譲渡人は遠方に住んでおり、管理が大変なことから、太陽光発電用地として処分するとのことでした。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまは事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし

ます。

◎議案第8号ないし議案第12号

議長 日程第5、議案第8号ないし第12号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永島次長 議案第8号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

西原地先の田2筆、面積992平方メートルの農産物加工及び販売施設の計画変更です。

造成後の地盤沈下が収まらず、開発が進まないため、農産物加工及び販売施設を軽量鉄骨造りからトレーラーハウスとし、設置後も地盤の修正を可能とするものです。また、併せて施工期間を変更するものです。

議案第9号ないし第12号について、関連する事業ですので一括して御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

広岡地先の田1筆、面積833平方メートル、畑4筆、面積1,304平方メートル、計2,137平方メートルの太陽光発電施設の計画変更です。

施設を設置するため測量したところ、計画地の形状に大きなずれがあったため、レイアウトを変更するものです。また、併せて期間を変更するものです。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし

ます。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第13号

議長 日程第6、議案第13号 令和5年度第1次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、議案第13号につきましては、10番、田丸三郎委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで、退室をお願いします。

(10番 田丸三郎委員 退室)

議長 では、経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 議案第13号について御説明いたします。

このたび、農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則からは削除されましたが、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従前の例により、新たに定めることができるとされております。このため、施行日以前の旧農

業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和5年度第1次農用地利用集積計画の策定に当たり、農業委員会に御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書7ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、小櫃地区1件、13筆、1万771平方メートル。

以上でございます。

所有権移転はございません。

個別の案件につきましては、議案書8ページから9ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第13号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第13号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

10番、田丸三郎委員の入室を認めます。

(10番 田丸三郎委員 入室)

◎議案第14号

議長 長 日程第7、議案第14号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和5年度最適化活動の目標の設定についてを議題といたします。

初めに、事務局の説明をお願いします。

永寫次長 議案第14号について御説明いたします。

議案書その2を御覧ください。

1ページから8ページは、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動点検になります。

2ページを御覧ください。

2、担い手への農地利用集積・集約化の2、令和4年度の目標及び実績について。集積目標に対し集積実績がおおきく拡大した主な理由としては、梶山堰土地改良区内での推進や、昨年、人・農地プランを策定した戸崎地区、今年2月に新規で人・農地プランを策定した東

猪原等によるものの拡大です。

3 ページを御覧ください。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、1、現状及び課題の19経営体、すみません、20経営体となっていますが、令和4年度は19経営体でございます。訂正をお願いいたします。表の右の一番上の数字でございます。

19経営体の内訳としましては、個人が4経営体です。馬登地先でキウイフルーツ、ブルーベリー、福岡で稲作、宿原で稲作及び大豆、野菜、大戸見で野菜、小麦、大豆、キノコ等を計画している経営体です。

法人は15経営体で、蔵玉地先の稲作について1経営体のほか、14経営体は全てブルーベリーで、大山野、大岩、正木、奥米、怒田、芋窪、広岡、大戸見、蔵玉、笹地先、これに高水で、5経営体が新規就農いたしました。

相談があった場合には、本市で営農が継続できるようサポートしていきたいと考えております。

4 ページを御覧ください。

遊休農地に関する評価につきましてですが、昨年度の調査の結果、遊休農地面積は129ヘクタールとなり、昨年よりも3.6ヘクタール拡大いたしました。そのことから、4番の評価については、目標は達成できなかったという評価といたしました。

次に、9ページから、令和4年度最適化活動計画の目標設定について御説明いたします。9ページから11ページまでは、令和5年度の最適化活動の目標設定になります。

10 ページを御覧ください。

最適化活動の目標1、最適化活動の成果目標ですが、今年も梶山堰土地改良区内の推進や、人・農地プランの策定した地区の集積が見込まれることから、20ヘクタールを目標とすることを設定しました。2の遊休農地の解消につきましては、下の米印のところにあるように、目標面積は、令和4年度の遊休農地の5分の1ということから、2ヘクタールを設定いたしました。

次に、11ページを御覧ください。

(3) 新規参入の促進、目標を新規参入の貸付けについて、農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積につきまして、権利移動面積の平均の1割以上ということから、10ヘクタールを設定いたしました。

2の最適化活動の活動目標につきましては、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数は、

最低日数である月6日を設定いたしました。また、(2)活動強化月間の目標設定、(3)新規参入相談会の参加目標についても、それぞれ最低日数を設定いたしました。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎報告第1号ないし第14号

議長 日程第8、報告第1号ないし第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第7号ないし第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第9号ないし第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第14号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見等がないようですので、報告第1号ないし第14号を終わります。

◎閉会

議長 これをもちまして、令和5年第4回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和5年第5回農業委員会総会は、令和5年5月8日月曜日、市役所6階災害対策室にて開催の予定でございますので、よろしくお祈りをいたします。

(午後2時38分)